



非中国籍の香港及びマカオの永久居民に対する中国本土への通行証の交付について

1. 非中国籍の香港及びマカオの永久居民に対する中国本土への通行証の交付について

中国出入国管理局は、2024年7月10日より非中国籍の香港及びマカオの永久居民（香港及びマカオの永住権を持つ外国人）に対して中国本土への通行証の発行を開始することを7月1日に公表しました。通行証の期限は5年間で、1度の訪問で90日間の滞在が認められます。

通行証の発行の対象となるのは、非中国籍の香港及びマカオの永久居民で、通行証は申請が許可されてから20営業日ほどで発行される見通しです。申請にあたっては、中国旅行社のウェブサイトより申請会場訪問の事前予約と香港IDやパスポートなどの申請に必要な書類の事前提出を行うことができます。なお、申請にあたっては申請料として260香港ドルの支払いが必要になります。

通行証の発行を受けた永久居民は就労や教育、取材活動を除く、親族訪問や旅行、商業、投資を目的とした90日以内の滞在が5年間認められるほか、一定の要件を満たすことで中国本土の入国審査時に自動化ゲートの使用が認められます。

現在、日本人が中国本土を訪問する際にはビザが必要となっている状況において、今回の通行証によって香港及びマカオの永住権を持つ日本人の中国本土への訪問がより容易になることが期待されます。

2. ホテル宿泊税の再導入について

香港政府は2024年7月3日、ホテル宿泊税の再導入に係る立法会決議を同年10月25日に行うことを公表しました。

ホテル宿泊税はホテル等に宿泊する宿泊者に対して、その宿泊料に応じた税額を徴収するもので、決議が可決されると2025年1月1日より宿泊料の3%がホテル宿泊税として徴収される見通しです。なお、ホテル宿泊税は2008年以前にも導入されていた過去があり、今回決議が可決されると約17年ぶりに同税制が導入されることとなります。

ホテル宿泊税の再導入により香港政府は年間で約11億香港ドルの税収を見込んでおり、財政再建の一助になると考えられています。

3. パテントボックス税制の導入について

香港政府は2024年7月5日、知的財産に関する所得への課税を優遇するパテントボックス税制の導入を盛り込んだ改正税務条例を施行しました。本条例は、2023年4月1日以降に終了する事業年度に遡及して適用されます。

対象の知的財産には、特許、ソフトウェア著作権、新種の植物育成の権利が含まれ、優遇税率は通常の法人税率16.5%を大きく下回る5%となります。

施行当初は知的財産が域外で登録されている場合でも、香港で得た利益について新税制の恩恵を受けられますが、2年後からは企業による知的財産の域内登録が必須となります。



4. 法人税申告期限の延長について

香港税務局は 2024 年 7 月 25 日、Code D（決算日が 2023 年 12 月 1 日～12 月 31 日）の法人について、2023/24 年度の法人税申告期限を 8 月 15 日から 8 月 29 日まで延長すると発表しました。

会社の決算期	本来の税務申告期限	2023/24 年度の申告期限
2023 年 12 月 1 日～12 月 31 日 (Code D)	2024 年 8 月 15 日	2024 年 8 月 29 日

フェアコンサルティング香港

(Fair Consulting Hong Kong Co., Limited)

香港九龍海港城海洋中心 16 樓 1629A-30 室

電話：+852-2156-9698

担当：山口 (YAMAGUCHI) 日本国公認会計士

ka.yamaguchi@faircongrp.com

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。